

# 第1章 計画の策定にあたって

## ■第1節 計画策定の背景と趣旨

我が国では、人口減少社会の到来に伴う社会経済への影響に鑑み、次世代育成支援対策が講じられてきました。平成6（1994）年12月には、文部・厚生・労働・建設省4大臣の合意により「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」が策定され、子育て支援を社会全体として取り組むべき課題として位置付けるとともに、今後10年間に取り組むべき基本的方向と施策を定めて以降、継続的な取り組みが進められてきました。

本市では、平成11（1999）年12月に『池田市児童育成計画～いけだ子ども未来夢プラン～』を策定し、池田市総合計画の子どもに関連する施策の部門計画として基本指針となるものと位置づけ、施策の推進に努めてきました。

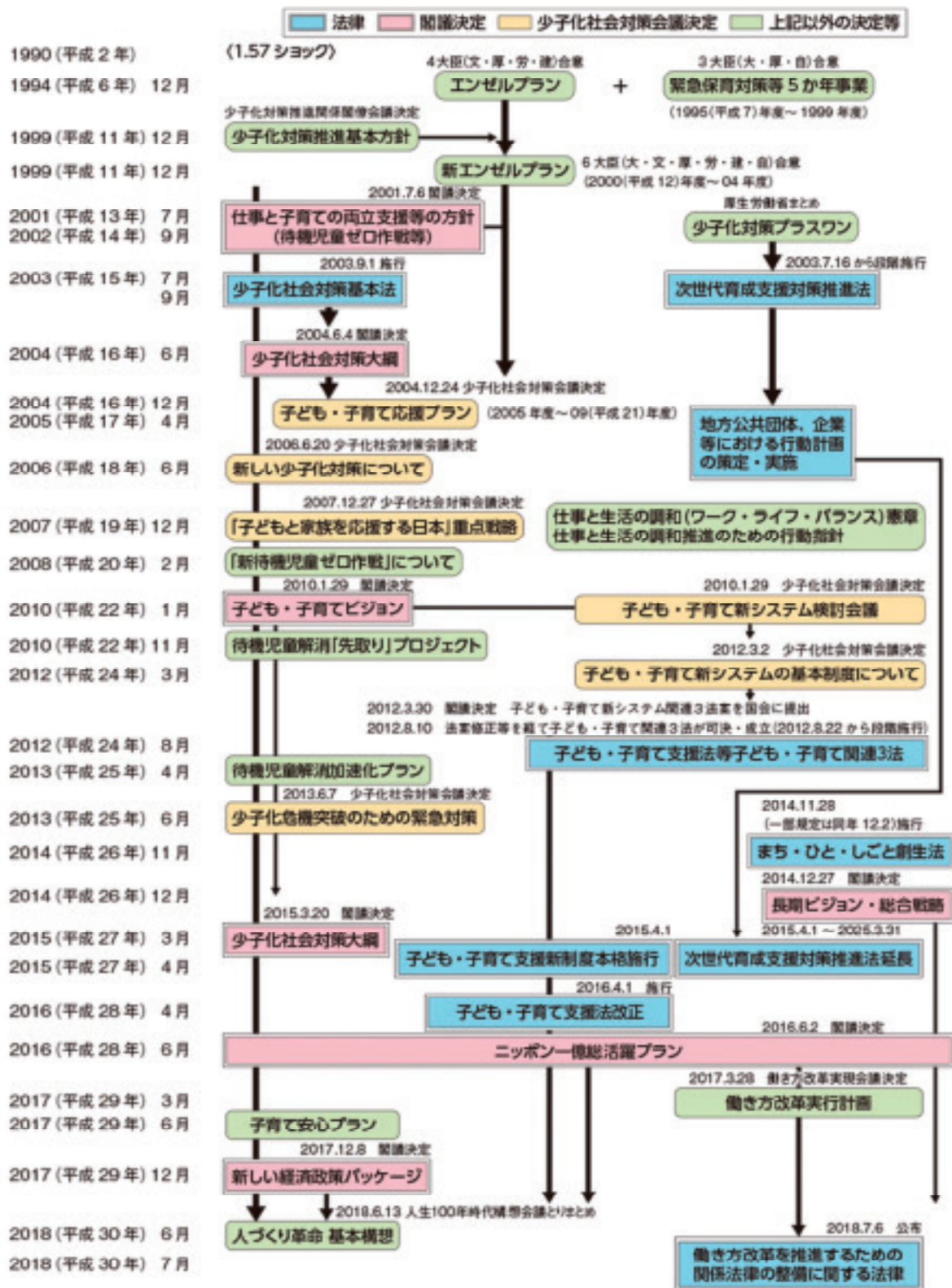
平成17（2005）年3月には、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、国、地方公共団体、事業主、国民の責務を明らかにした「次世代育成支援対策推進法」が施行されることに伴い、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画として『池田市次世代育成支援行動計画～新・いけだ子ども未来夢プラン/前期計画～』を策定しました。続く平成22（2010）年3月には後期計画を策定し、子どもを産み育てることに喜びを感じ、地域の中で子どもが健やかに夢と希望を持ってのびのびと育まれるまちをめざした取り組みを進めてきました。また、前期計画における重点推進施策の一つに「池田市子ども条例」の制定を掲げ、少子高齢化時代における次世代育成支援の基本理念を明らかにし、未来に夢や希望が持てるまちをめざして、平成17（2005）年4月に施行しました。

この次世代育成支援対策推進法は平成26（2014）年度末までの時限法として制定されましたが、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場、地域における子育てしやすい環境整備に向け、有効期限が10年間延長（令和6（2024）年度末まで）されています。

平成27（2015）年には、少子化、子育て家庭の孤立化、待機児童対策など子ども・子育てを取り巻く様々な課題を打開するため、「子どもの最善の利益」を実現する社会をめざすことを前提に、従来の子育て支援に関する制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されました。これを受け、本市では「子ども・子育て支援法」に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を「第1期池田市子ども・子育て支援事業計画」として一体的に策定しました。

以降、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」などをはじめ、「新しい経済政策パッケージ」に盛り込まれた幼児教育・保育の無償化への対応や各種施策の推進に努めてきましたが、令和元（2019）年度をもって第1期計画は目標年度に達することから、「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針の改正方針を踏まえるとともに、新たに令和元（2019）年6月に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画を次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に包含した「第2期池田市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

◆国の動き



出典：令和元年版少子化社会対策白書（内閣府）

## ◆本市の動き

### 【池田市児童育成計画～いけだ子ども未来夢プラン～】(平成 11 年 12 月)

- ◆計画の位置づけ  
国の「エンゼルプラン」及び「緊急保育対策等 5 か年事業」、大阪府の「大阪府子ども総合ビジョン」の方針等に基づき、ニーズ調査の結果を踏まえて、本市の子育て支援策の体系的な整備を図る。  
また、池田市総合計画の子どもに関連する施策の具体的な部門計画として基本指針となるもの。
- ◆計画の期間  
平成 11 年度～平成 20 年度
- ◆基本理念  
子育てを喜び、子どもの健やかな成長を支えるまち、いけだ
  1. 子どもの利益を最大限尊重します。
  2. とともに育ち、ともに歩む子育てを考えます。
  3. 地域・社会の輪の中で子どもの健やかな育ちを見守ります。
  4. 子育ての喜びがより広がる施策を推進します。
- ◆基本目標
  - (1) 子どもが健やかに育つための環境づくり
  - (2) 家庭と社会のパートナーシップの形成
  - (3) 総合的な子ども・子育て支援策の確立
  - (4) 子どもと家庭が参画する環境づくり
  - (5) 人材の育成

### 【池田市次世代育成支援行動計画～新・いけだ子ども未来夢プラン～】(平成 17 年 3 月)

- ◆計画の位置づけ  
次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づき、ニーズ調査などの結果を踏まえて、本市の子育て支援策の方向性や目標を具体的に定めるもの。  
また、池田市総合計画の子どもに関連する施策の具体的な部門計画とし、平成 20 年度を目標年度とする旧計画を包含。  
※重点推進施策に『子ども条例』の制定を規定
- ◆計画の期間  
平成 17 年度～平成 21 年度(前期計画)
- ◆基本理念  
子育てを喜び、子どもの健やかな成長を支えるまち、いけだ
  1. 子どもの最善の利益を尊重します。
  2. とともに育ち、ともに歩む子育てを考えます。
  3. 地域・社会の輪の中で次代の親となる子どもの健やかな育ちを見守ります。
  4. 子育ての喜びがより広がる施策を推進します。
  5. 子育てと仕事が両立できる社会を考えます。
- ◆基本目標
  - (1) 子育て・親育ちを応援する環境づくり
  - (2) 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり
  - (3) ゆとりある家庭生活を実現する就労環境づくり
  - (4) 子どもがのびのび育つ安全・安心な環境づくり
  - (5) 子どもの人権を守る環境づくり

### 【池田市次世代育成支援行動計画～新・いけだ子ども未来夢プラン～】(平成 22 年 3 月)

- ◆計画の期間  
平成 22 年度～平成 26 年度(後期計画)  
※前期計画を継続

### 【池田市子ども・子育て支援事業計画】(平成 27 年 3 月)

- ◆計画の位置づけ  
子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画。国の基本指針に即したニーズ調査等を踏まえて、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みならびにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めるもの。  
また、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく市町村行動計画と一体的に策定。
- ◆計画の期間  
平成 27 年度～平成 31 年度(I 期計画)

## ◆計画策定に関する新たな動向

令和元年に子ども・子育て支援法に基づく「基本指針」が改正され、市町村計画の作成に関する事項について、令和2年度を始期とする第2期計画に関連施策の動向等を反映させるため、主に以下の内容が規定されました。

### 【基本指針の主な改正内容】

- (1) 「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日公表)の策定に伴う追記  
・放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、放課後子供教室との一体型の推進や学校施設の徹底的な活用を図ること
- (2) 児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記  
・児童虐待の早期発見、早期対応のため、子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター、利用者支援事業等、地域における切れ目のない子育て支援を活用すること
- (3) その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正  
・児童福祉法に基づく障害児福祉計画について、調和を保つべき計画として明記すること  
・幼稚園の利用希望及び預かり保育の利用希望に対応できるよう適切に量を見込むこと
- (4) 幼児教育・保育の無償化の実施に伴う追記  
・市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

また、子どもの貧困対策について、令和元年6月「子どもの貧困対策に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、子どもの将来だけでなく、現在の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されました。

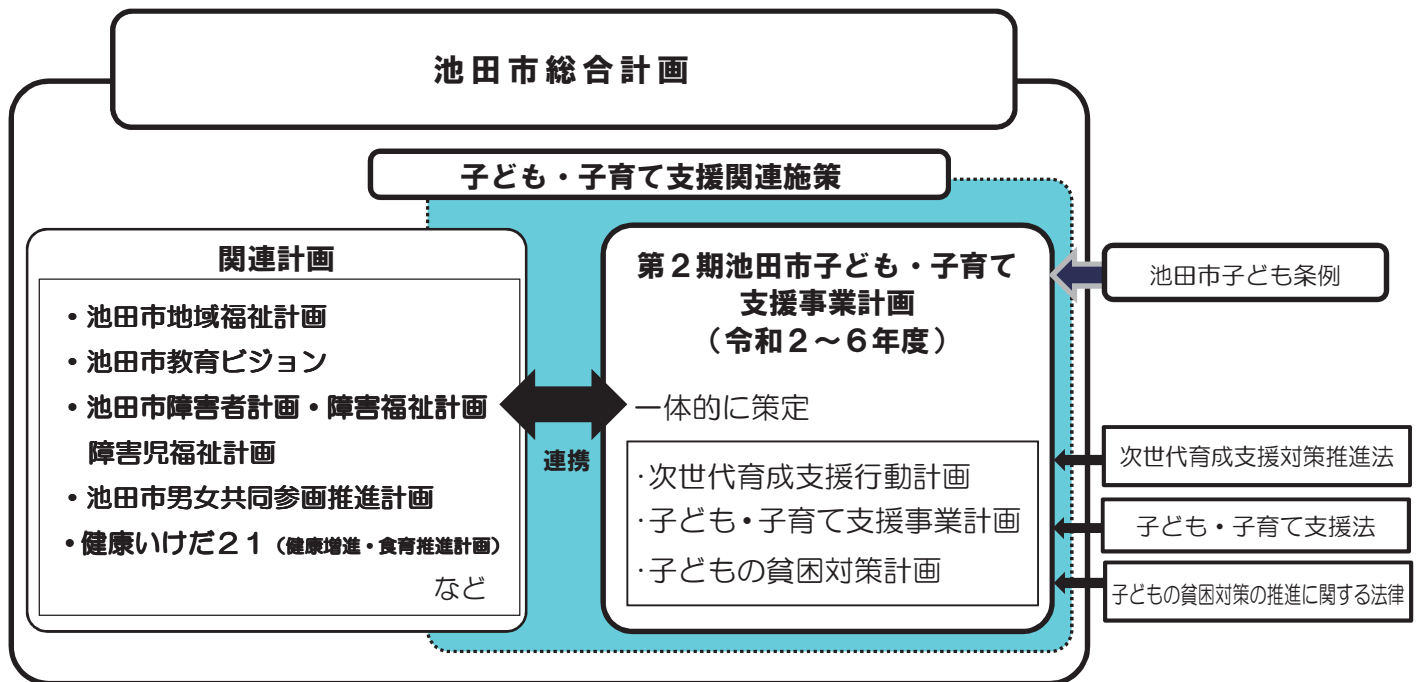
### 【子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要】

- (1) 基本理念の追記  
子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することを規定するとともに、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があることを基本理念に明記。
- (2) 市町村による計画策定の努力義務  
子どもの貧困対策の計画の策定は、これまで都道府県にのみ努力義務が規定されていたが、市町村も国の定める大綱及び都道府県の計画を勘案し、策定するよう努力義務を規定。
- (3) 具体的施策の趣旨の明確化等  
国及び地方公共団体が取り組む施策(教育支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための支援、経済的支援)に関する趣旨の明確化等。

## 第2節 計画の位置づけ

第2期池田市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」（策定義務）に位置づけ、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」（任意策定）、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「市町村子どもの貧困対策計画」（任意策定）と一体的に策定します。

また、本市の最上位計画である「池田市総合計画」の部門計画として、子どもと子育てを取り巻く保健、医療、福祉、教育などの関連計画との整合・連携を図りながら、関連施策を推進していきます。



## 第3節 計画の期間

この計画は、令和2（2020）年度を初年度として、令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とします。また計画の中間年である令和4（2022）年度には、国の基本指針に基づき、必要に応じて見直しを行います。

西暦	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
和暦	平成					令和				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	池田市子ども・子育て支援事業計画					第2期池田市子ども・子育て支援事業計画				
			中間年 見直し					中間年 見直し		